

【別紙様式】

山形市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	山形市休日夜間診療所人材確保補助金の追加交付		
総事業費 (千円)	10,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	10,000千円
①目的 オミクロン株など感染力の強い変異株の流行等による新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念され、初期救急医療への需要が高まる中、その懸念が大きい1月から2月における山形市休日夜間診療所の診療体制の維持を図るため、緊急的に「山形市休日夜間診療所人材確保補助金」を交付し、当該期間における医師等の人材確保を支援するもの。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 山形市休日夜間診療所の1月及び2月の入件費相当額の1／2 $10,000\text{千円}/\text{月} \times 2\text{ヶ月} \times 1/2 = 10,000\text{千円}$ ③交付対象 1) 交付対象者 一般社団法人山形市医師会（山形市休日夜間診療所の運営主体） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 山形市休日夜間診療所は、休日・夜間ににおいて急病患者に対し適切な医療を提供する初期救急医療を担う市内唯一の診療所である。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者が大幅に減少している状況であるが、経営合理化の観点から診療時間の短縮や配置する医師等の削減が行われた場合、休日・夜間ににおける初期救急医療体制の縮小が危惧されることから、当該診療所の運営主体である一般社団法人山形市医師会を対象者として、補助金を交付するものである。 ④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響により受診者が減少している中でも、当該診療所の医療体制が維持でき、休日・夜間ににおける救急患者への初期救急医療体制が確保される。			
事業概要	山形市休日夜間診療所は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより受診者が大幅に減少しており、診療時間の短縮や配置する医師等の削減など休日・夜間ににおける初期救急医療体制の縮小が危惧されている。 当該診療所の医師などの人材確保を支援することでその診療体制が維持でき、オミクロン株等の変異株による新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中でも、休日・夜間ににおいて発熱患者の診療や保健所への誘導等が可能となることから、本事業は新型コロナウイルスの感染拡大の防止や住民生活の支援に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係			